

西東京市市内における感染者発生時の公表の考え方について 新旧対照表

改正案	現行
<p>令和2年4月2日策定 令和4年4月25日改正 令和4年9月30日改正 <u>令和5年5月8日改正</u></p> <p>本市では、市内感染者数及び市施設等においての利用者・市職員等に<u>新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染者</u>が発生した場合について、公表内容等を定めた「西東京市市内における感染者発生時の公表の考え方について」（令和2年4月2日策定。<u>令和4年4月25日、令和4年9月30日改正。</u>）に基づき公表を行ってきました。 <u>令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけの変更が行われたことに伴い、今後、下記のとおり対応することとします。</u> なお、本考え方については、国及び東京都の方針の変更、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行うこととします。</p>	<p>令和2年4月2日 令和4年4月25日改正 令和4年9月30日改正</p> <p>本市では、市内感染者数及び市施設等においての利用者・市職員等に感染者が発生した場合について、公表内容等を定めた「西東京市市内における感染者発生時の公表の考え方について」（令和2年4月2日策定。<u>令和4年4月25日改正。</u>）に基づき公表を行ってきました。</p> <p><u>令和4年9月26日より、陽性者の全数届出見直しが行われたことに伴い、今後、下記のとおり公表することとします。</u> なお、本考え方については、国及び東京都の方針の変更、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行うこととします。</p>
記	記
<p>1 目的 略</p> <p>2 公表の対象</p> <p>(1) <u>東京都が情報提供する場合</u>の市内の発生届対象者数</p> <p>(2) 感染の発生によって施設の閉鎖や事業の停止、著しい縮小等の措置が必要になった場合</p> <p>(3) 市民生活及び行政運営に著しい影響があると想定される場合</p> <p>3 公表内容</p> <p>上記2 (1) (2) (3) について、次のとおり、必要な情報を公表する。</p> <p>(1) <u>感染等の状況</u></p> <p>(2) <u>感染症により影響を受けた施設、事業及び措置の状況</u></p> <p>(3) 公衆衛生上の対策</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 略</p>	<p>1 目的 略</p> <p>2 公表の対象</p> <p>(1) 東京都が情報提供する市内の発生届対象者数</p> <p>(2) <u>同一施設・部署等において短期間で感染（6人以上）が発生した場合</u></p> <p>(3) 感染の発生によって施設の閉鎖や事業の停止、著しい縮小等の措置が必要になった場合</p> <p>(4) 市民生活及び行政運営に著しい影響があると想定される場合</p> <p>3 公表内容</p> <p>上記2 (2) (3) (4) について、次のとおり、必要な情報を公表する。</p> <p>(1) <u>感染者の所属、施設など</u></p> <p>(2) <u>感染者の症状、経過など</u></p> <p>(3) 公衆衛生上の対策</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 略</p>

<p>(2) <u>感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。</u></p> <p>5 公表の方法 略</p> <p>6 その他 略 なお、本考え方については、今後の<u>国及び東京都</u>の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。</p>	<p>(2) <u>濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。</u></p> <p>5 公表の方法 略</p> <p>6 その他 略 なお、本考え方については、今後の<u>感染者発生</u>の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。</p>
--	--